

# 兵庫県公報

平成21年10月30日 金曜日 第 2129 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

訓令	ページ
○ 入札参加者審査会規程の一部を改正する訓令（契約管理課）	1
<b>告 示</b>	
○ 洲本市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 住居表示の実施に伴う播磨町の区域内における町の設定及び字の廃止（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○ 町営土地改良事業の計画変更同意（同）	6
○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（水産課）	6
○ 漁業災害補償法の規定による地先水面を分けて定める一定の区域の設定（同）	6
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	7
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	7
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	8
○ 土地区画整理事業の施行認可（市街地整備課）	9
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（同）	9
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	9
○ 道路の位置指定（建築指導課）	9
<b>公 告</b>	
○ 一級河川円山川水系下流域域河川整備計画の策定（河川計画室）	10
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	10

## 訓令

### 兵庫県訓令第9号

本 庁  
地 方 機 関

入札参加者審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 入札参加者審査会規程の一部を改正する訓令

入札参加者審査会規程（昭和41年兵庫県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3病院部会の款加古川病院分科会の項を次のように改める。

加古川医療センター分科会

県立加古川医療センター

附 則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

## 告 示

### 兵庫県告示第1119号

洲本市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、洲本市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
五色町広石下	馬場田	1438 1439の1	五色町広石下	居屋敷
	棚田	1451		
	土井川原	907の2 907の3 1478		
	棚田	1453		
	居屋敷	1474の1 1474の2 1475		土井川原

備考 地番は、平成21年6月30日現在の地番である。



**兵庫県告示第1120号**

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、播磨町の区域内において、次のとおり、町の設定及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、播磨町長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成21年11月2日からその効力を生ずるものとする。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

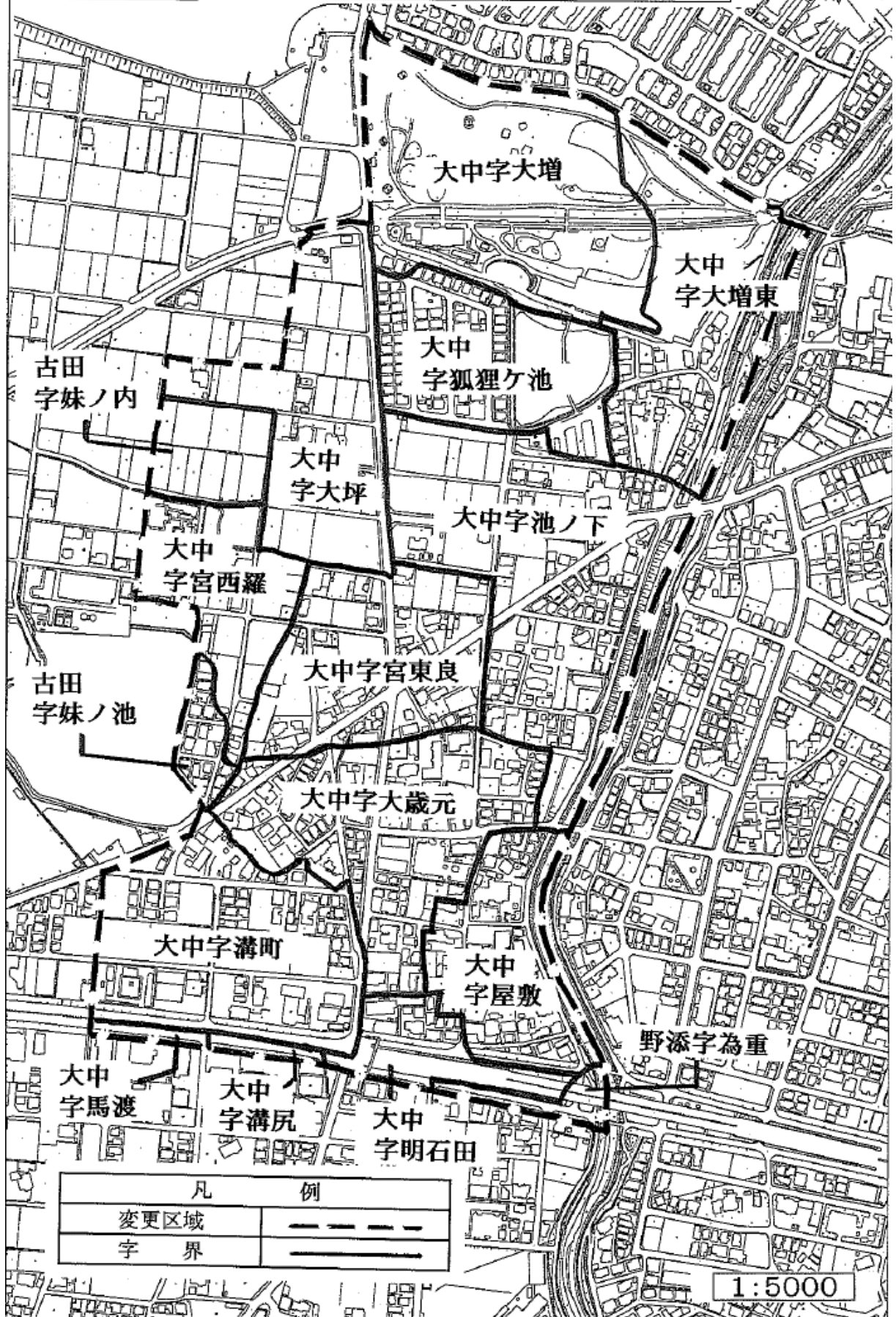
変 更 前 の 区 域 及 び 名 称	変 更 後 の 区 域 及 び 名 称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる変更前の字名
大中一丁目	加古川市との市町界 喜瀬川の中央線 県道別府平岡線の南側 町道古宮大中線の東側	大中字大増 大中字大増東 大中字狐狸ヶ池 大中字池ノ下の一部 大中字宮東良の一部
大中二丁目	県道別府平岡線の南側 喜瀬川の中央線 国道250号線の南側 町道古宮大中線の東側	大中字池ノ下の一部 大中字宮東良の一部 大中字大歳元の一部 大中字屋敷 大中字明石田の一部 野添字為重
大中三丁目	県道別府平岡線の南側 町道古宮大中線の東側 国道250号線の南側 北古田一丁目の町界	大中字宮東良の一部 大中字大歳元の一部 大中字溝町 大中字明石田の一部 大中字溝尻 大中字馬渡

大中四丁目	加古川市との市町界 町道古宮大中線の東側 県道別府平岡線の南側 北古田一丁目の町界	大中字大坪 大中字宮西羅 大中字宮東良の一部 大中字大歳元の一部 古田字妹ノ内 古田字妹ノ池
-------	--	---

別 図 1

変更前の区域及び名称



別 図 2

変更後の区域及び名称



凡 例	
住居表示実施区域	-----
丁目界	—————

1:5000

**兵庫県告示第1121号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**今田町土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 政 一	篠山市今田町釜屋298番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	新 谷 壽	篠山市今田町釜屋465番地



**兵庫県告示第1122号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
市川町	基盤整備促進事業	東川辺地区	平成21年10月5日



**兵庫県告示第1123号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、平成21年兵庫県告示第655号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に規定する漁業の部中荻屋区域（岩見漁業協同組合の地区のうちたつの市御津町荻屋の区域）の項を削る。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に規定する漁業

区 域	区 分
荻屋区域 (岩見漁業協同組合の地区のうちたつの市御津町荻屋の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船による漁業
	2 網漁具を定置して営む漁業



**兵庫県告示第1124号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第118条第3項の規定による知事が地先水面を分けて定める一定の区域を次のように定める。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第114条第3号に掲げる漁業

小割式まさば養殖業	(区 域)
(加入区の名称)	
小割式まさば家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域

小割式まさば家島第2加入区	区第302号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第3加入区	区第303号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第4加入区	区第304号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第5加入区	区第305号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第6加入区	区第306号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第7加入区	区第307号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第8加入区	区第308号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第9加入区	区第309号漁業権漁場の区域
小割式まさば由良加入区	区第310号漁業権漁場の区域
小割式まさば南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
小割式まさば南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
小割式まさば南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
小割式まさば但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域



**兵庫県告示第1125号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日  
平成21年10月16日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商号又は名称 株式会社磯辺建設  
主たる営業所の所在地 神戸市東灘区青木5丁目6番8号  
代表者の氏名 磯邊正嘉  
許可番号 兵庫県知事許可（般-18）第111222号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業の全部
  - (2) 期間  
平成21年11月4日から同月13日までの10日間
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社磯辺建設は、発注者から請け負った民間工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けていない者と下請契約を複数締結した。  
このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。



**兵庫県告示第1126号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年11月1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年10月30日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

景道 姫路停車場線	姫路市南駅前町91番5から 同 市朝日町字上芝原15番2まで	旧	8.0から 33.0まで 11.0から 44.0まで	545.0  561.0	一部 予定地
		新	11.0から 44.0まで	561.0	一部 予定地



**兵庫県告示第1127号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 アンダーツリー株式会社  
 代表者の氏名 木 下 春 雄  
 住所 大阪市西区北堀江2丁目5番12号
- (2) 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 キコーナ甲子園店  
 所在地 西宮市甲子園口北町155、156-3、157の一部
- (3) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 平成21年10月30日から同年11月12日まで
- (4) 住民意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 平成21年10月30日から同年11月12日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
- 2 (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 旭通4丁目地区市街地再開発組合  
 代表者の氏名 森 嶋 善三郎  
 住所 神戸市中央区琴ノ緒町5-5-2
- (2) 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称) 旭通4丁目地区市街地再開発ビル  
 所在地 神戸市中央区旭通4丁目
- (3) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課  
 縦覧期間 平成21年10月30日から同年11月12日まで
- (4) 住民意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 平成21年10月30日から同年11月12日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課





**兵庫県告示第1128号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、稲美町菊徳第一農住土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
稲美町菊徳第一農住組合
- 2 事業施行期間  
平成21年10月30日から平成23年3月31日まで
- 3 施行地区  
加古郡稲美町中村字八反坪及び字徳の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称  
稲美町菊徳第一農住土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地  
加古郡稲美町中村660番地の3
- 6 施行認可の年月日  
平成21年10月19日
- 7 施行者の住所  
加古郡稲美町中村660番地の3
- 8 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法  
組合の掲示場に掲示して行う。



**兵庫県告示第1129号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、淡路市長から北淡都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第1130号**

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第9項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成21年10月31日とする。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	位置
姫路辻井鉄筋住宅駐車場	姫路市辻井3丁目
姫路神子岡前高層住宅駐車場	姫路市神子岡前1丁目
明石江井島鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町江井島
伊丹荒牧鉄筋住宅駐車場	伊丹市荒牧6丁目
伊丹鶴田高層住宅駐車場	伊丹市荒牧6丁目



**兵庫県告示第1131号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成21年10月30日から但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21但豊位置 0001号	21. 10. 16	豊岡市香住字朝日1333番1、1333番3の一部	4.00	29.67

## 公 告

### 一級河川円山川水系下流圏域河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川円山川水系下流圏域に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室及び但馬県民局豊岡土木事務所において公表する。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 公 安 委 員 会 告 示

### 兵庫県公安委員会告示第314号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年10月30日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

#### 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

##### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）

##### (2) 実施期日

###### ア 新規取得講習

平成21年12月7日（月）から同月11日（金）までの5日間

###### イ 追加取得講習

平成21年12月10日（木）及び同月11日（金）の2日間

##### (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

##### (4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、12月11日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

#### 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

#### 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 新規取得講習

最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

##### (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責

任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

#### 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成21年11月9日(月)から同月20日(金)までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

#### 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

#### 6 申込時の提出書類

##### (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

##### (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

#### 7 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

#### 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

#### 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、警備員指導教育責任者講習受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

#### 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

社団法人兵庫県警備業協会

#### 11 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166